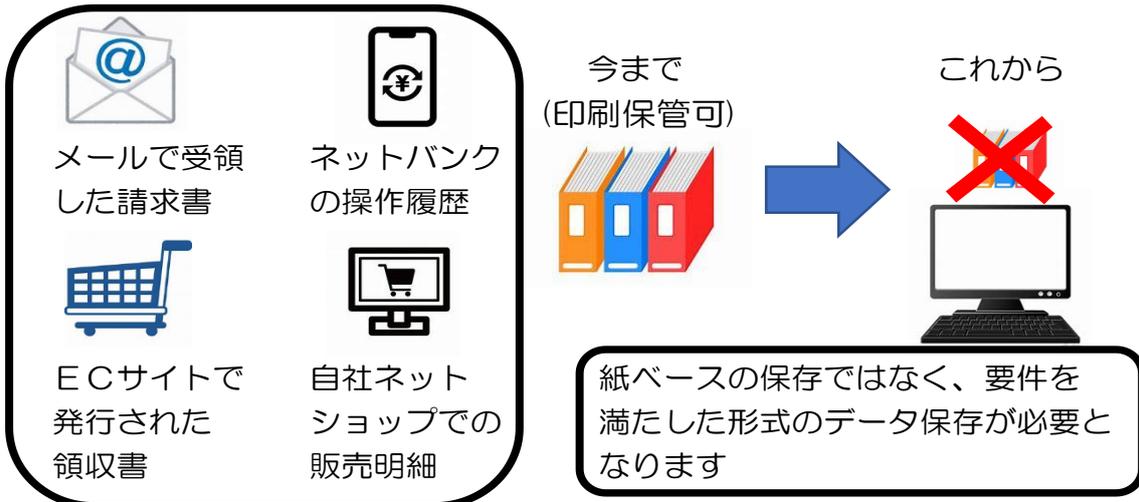


令和4年1月施行 改正電子帳簿保存法セミナー

～「知らなかった」では済まされない!?～

社会のデジタル化を後押しするため、パソコン等を使って作成した税務関連書類の保存について定めた「電子帳簿保存法」の大幅改正が行われ、オンライン取引はデータ保存が義務となりました。

対象となるオンライン取引の例



改正に沿った対応をしないと罰則がある反面、うまく対応できれば様々なメリットがあり、別の見方をすれば業務効率化のチャンスとも言えます。

経験豊富な税理士を講師に迎え、分かりやすいセミナーを下記の通り開催しますので、事業主の方や経理ご担当の方等、奮ってご参加ください。

※本セミナーは会場参加の他、オンライン参加もお選びいただけます。ご都合のいい方でお申し込みください。

会場参加の場合、うがいや手指消毒の徹底、マスクの着用をお願いします。

- 日 時：令和4年1月21日（金） 15：00～17：00
- 会 場：東近江市役所 湖東支所2階（東近江市池庄町505）
- 受講料：無料
- 講 師：小川宗彦税理士・行政書士事務所
税理士・行政書士 小川 宗彦氏



セミナー 参加申込書

右記のQRコードよりオンラインでお申込みいただくか、下記の必要事項を記入の上、FAXまたは、事務局窓口までお申し込みください。



事業所名		住 所	
TEL		メー ル	
参加方法	<input type="checkbox"/> 会場 <input type="checkbox"/> オンライン	参加人数	名

申込締切：1月13日（木）

【お申し込み先】東近江市商工会 事務局 FAX：0749-45-5088 （担当 村井、中山）